

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

ご自由にお持ちください

目次は2ページにあります



NO.37 (2023.12.16)

編集・発行:「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ファイト！

中島みゆき

あたし中卒やからね 仕事をもらわれへんのやと書いた

女の子の手紙の文字は とがりながらふるえている
ガキのくせにと頬を打たれ 少年たちの眼が年をとる

悔しさを握りしめすぎた こぶしの中 爪が突き刺さる

私、本当は目撃したんです 昨日電車の駅 階段で
ころがり落ちた子供と つきとばした女のうす笑い
私、驚いてしまって 助けもせず叫びもしなかった
ただ恐くて逃げました 私の敵は 私です

ファイト！ 闘う君の唄を
闘わない奴等が笑うだろう
ファイト！ 冷たい水の中を
ふるえながらのぼってゆけ

暗い水の流れに打たれながら 魚たちのぼってゆく
光ってるのは傷ついてはがれかけた鱗が揺れるから
いっそ水の流れに身を任せ 流れ落ちてしまえば楽
なのにな

やせこけて そんなにやせこけて魚たちのぼってゆく

勝つか負けるかそれはわからない それでもとにかく
闘いの

出場通知を抱きしめて あいつは海になりました

ファイト！ 闘う君の唄を
闘わない奴等が笑うだろう
ファイト！ 冷たい水の中を
ふるえながらのぼってゆけ

薄情もんが田舎の町に あと足で砂ばかけるって言われてさ

出てくならおまえの身内も住めんようにしちゃうって言われてさ

うっかり燃やしたことにしてやっぱり燃やせんかったこの切符

あんたに送るけん持っとってよ 滲んだ文字 東京
ゆき

ファイト！ 闘う君の唄を
闘わない奴等が笑うだろう
ファイト！ 冷たい水の中を
ふるえながらのぼってゆけ

あたし男だったらよかったわ 力ずくで男の思うままに
ならずはすんだかもしれないだけ あたし男に生まれればよかったわ

ああ 小魚たちの群れきらきりと 海の中の国境を
越えてゆく
諦めという名の鎖を 身をよじってほどいてゆく

ファイト！ 闘う君の唄を
闘わない奴等が笑うだろう
ファイト！ 冷たい水の中を
ふるえながらのぼってゆけ

ファイト！ 闘う君の唄を
闘わない奴等が笑うだろう
ファイト！ 冷たい水の中を
ふるえながらのぼってゆけ

ファイト！

【「ファイト！」に寄せて】

“「時代」で絶えることない希望を歌い上げ、「地上の星」で無名の栄光をたたえ、「ヘッドライト・テールライト」で苦汁の旅の継続を励まし続けてきた中島みゆきが歌う「ファイト！」” こう書くとはや演歌の「前ふり」のようだが、中島みゆきの歌、人生の応援歌としてぼくはけっこう気に入っている。

人生の応援歌といえば、ぼくらの世代では美

空ひばりや三波春夫・村田英雄が思い浮かびがちだが、前の心臓手術の時には、なぜか高石ともやの「街」を聴いて涙が出た。

歌はいつでもそうかもしれないが、いっさいの批判精神を捨象して居心地よさに流され、そのことに酔っている自分にふと気づく。一種の自己陶醉のようなものなのかもしれない。それだけに危うい面がないとは言えないが、否定しきれない魅力もある。



ただいま入院中

昨年に引き続き今年も入院となった。11月21日から東京女子医大に入院している。ここ数年、年毎に息切れが激しくなり、100mを続けて歩きとおすこともできない。いわゆる「慢性の重症心不全」ということになる。もともとの原因は2度の心臓弁膜症の手術（人工弁置換）だろうが、その他にも間質性肺炎、徐脈、貧血などがある。それぞれに在宅酸素吸入、ペースメーカー植え込み、輸血など行ってきたが、検査データ上はともかく、自覚症状としてはこれといった改善は見られなかった。そのために新たな処置ができるかどうかの検査入院である。

この検査入院によって今後改めて入院し、3度目の心臓手術ということも可能性としてはある。生き残りをかけた最後の手段というわけだ。3度目ともなればリスクはかなり高い。かつて「3度目はない」と言われたこともある。しかも若い時の手術とは違う。高齢になって体力も回復力も格段に落ちている。

それでも手術できる可能性があればまだいいほうだ。今では歩くときに苦しい程度だが、座っているだけでも、そして寝ているときでさえも息苦しくなり、ついには呼吸器をつけなければ生きていけないほどになるだろう。それすらも受け入れざるを得なくなる時が来るかもしれない。かつては重い荷物を背負って雪山に出かけ、キャンプしたことなど嘘のようだ。

肝心な心臓カテーテルは終わったが、手術を前提とする検査が次々と入り、入院期間は3週間以上になる。とはいえ待機時間がほとんどだから時間はたっぷりある。退院決定までの間、これまでかかわってきたあれこれを振り返るにはいい機会だ。

★まずは東大和市子ども・子育て憲章に関わる陳情と、その裁判から監査請求に渉る一連の流れを振り返ってみたい。

(2023.12.9)

【東大和市子ども・子育て憲章をめぐる】

目次

- ① 中島みゆき ファイト! P1
- ② 「ファイト！」に寄せて・目次 P2
- ③ ただいま入院中 P2～10
- ④ 東大和市子ども・子育て憲章をめぐる P2～3
- ⑤ 提訴 P3～4
- ⑥ 住民監査請求(1) 陳情不上程裁判の弁護士報酬支払い P4～5
- ⑦ 住民監査請求(2) チラシ拒否裁判の弁護士報酬支払い P5
- ⑧ 教員と教育(運動) P5～6
- ⑨ 斎藤喜博などのこと P6～7
- ⑩ 障害児教育(運動)論 P7～8
- ⑪ 障害者運動(論) P8
- ⑫ 当事者性と現場主義 P8～9
- ⑬ 反核・戦争放棄・非武装中立 P9～10
- ⑭ 後記 P10



「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」が東大和市議会に提案されたのは 2020 年の 2 月だった。ぼくは初めのうちこのことをあまり問題にはしていなかった。市制定 50 周年に合わせて市長の実績作りの一つだろう程度に考えていた。保守的な人間が考えそうなことだ。いま読んでみれば「子どもと大人のやくそく」など、その文言からしていかにも押しつけがましい。ぼくが子どもだったら「そんな約束したこたあねえよ！」と言いたくなるような代物だ。

これに批判的な人は教育勅語のようなものだとか、市が政策的な約束をせずに子どもたちに約束させることの理不尽さなどを説いていた。それにこの作成過程にも問題があった。事前に子どもたちや大人の意見を求めたと言っても、どれだけ多様な意見を集めたのか、十分な時間をかけ、多面的にこれを検討したのかは疑わしかった。そもそも初めから結論ありきの出来レースだった。パブコメや説明会も行ったが、これもアリバイ作りのための手続きだった。行政は必要な手続きは行いつつ、いったん決めたら関らずやる。いやというほど見てきたことだ。

ぼくたちは年明けから子ども・子育て憲章反対陳情の賛同署名を集め始めた。賛同署名は陳情締め切りまでに 62 筆（遅れて賛同してくれた方も含めると 72 筆）になり、これを東大和市議会に提出した。この議会には東大和尾崎保夫市長（当時）による同憲章案も提案されていた。

市議会では、まず市長提案を委員会付託を省略して審議、採択し、そののちに反対陳情を扱うという手続きとなった。しかしながら中間健二市議会議長は、すでに本案が可決成立しているので反対陳情は意味がないとして「議長預かり」という対応に出た。子ども・子育て憲章反対陳情に関する裁判は、このことを不当として争われた。

そもそも議会における子ども・子育て憲章に関する二つの提案（以降「本案」と「反対案」と呼ぶ）の扱いからして不当であった。適正な議事進行であれば、反提案を採択し、しかる後に本案の採決に移る（反対案が採択されれば必然的に本案は不採択となる）べきところ、これを逆転させたところに議事進行の不当性がある。しかも議長が反対案を握りつぶしたことは、二重の意味で不当性が存在する。

東大和市議会会議規則第 130 条（請願の委員会付託）1 項但し書きによれば、「ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」とある。これは請願について述べたものだが、同規則第 134 条（陳情書の処理）によれば「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」とあり、陳情と請願は同等に扱うように定められている。したがって、同規則第 130 条は「委員会付託する必要がないと認めるときは」これを省略できるとするのが正しい読み取り方である（下線筆者）。これを本会議で審議せず「議長預かり」などの方法で握りつぶしてもよいなどとするのは拡大解釈と言わねばならない。

げんに他市（東村山市・小平市など）では委員会付託を省略して直接本会議で審議してる（その結果、「みなし採択」、「みなし不採択」などの結果となることもある）。このことは市議会規則について解説している中島正郎 著『最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説』（ぎょうせい 767 頁）や西村弘一 著『地方議会―会議の理論と実際』（学陽書房 510 頁）などでも広く指摘されている。

そもそも市長案が委員会付託を省略して本会議で審議されたのもこの条項によるものである。市長案（本案）を 130 条 1 項但し書きによって採択しておきながら、72 名もの賛同者の反対意見を無視して陳情（反対案）を同条項によって握りつぶすなどという行為はあってはならないのである。



【提訴】

陳情の扱いに対する違法性・不当性を理由とし、わたしは東大和市を被告として 2020 年 11 月 18 日東京地裁立川支部に提訴した。しかしながら同地裁は 9 回に及ぶ審理の末、2022

年 4 月 21 日、不当にもこれらの事実を無視し棄却としたのである。これを不服とし、さらに控訴した東京高裁からも同年 11 月 9 日に棄却とされた。この判決に承服できなかったわたしは、同年 11 月 24 日に憲法第 16 条請願権の侵害を理由として上告提起し、東大和市議会会議規則の解釈に誤りがあることを理由として上告受理申立てを行った。2023 年 8 月 4 日、最高裁の下した判断は上告を棄却、上告受理申し立てを不受理というものであった。

裁判の上では以上能な結果になったが、請願権の解釈、また東大和市議会会議規則第 130 条 1 項但し書きの解釈についてはついで原告の主張は誤ってはいないと確信している。更に、東大和市議会会議規則の当該条項を根拠に東大和市議会運営委員会が 2016 年 5 月 11 日に決定した「議会運営委員会申し合わせ事項等」の「8. 請願及び陳情の取り扱いについて」については大きな瑕疵があると考えている。

【住民監査請求（1）陳情不上程裁判の弁護士報酬支払い】

公金の支出については、原資が国民・市民から徴収した税金である以上、適正かつ公正になされなければならない。ところが、国民・市民は税金の徴収についてはともかく、公金の支出についてあまり関心を払うことはない。自分もその一人ではあった。そのためか官吏は前年踏襲すればよいと心得、公金の支出について本来絞るべきところを絞らず、絞りやすい市民、大衆への支出を抑えに回る。生活保護費の引き下げ（大阪・名古屋等）や給付額の制限（群馬県桐生市）など事例は事欠かない。

前記裁判を被告東大和市の代理人として請け負った東京平河法律事務所の橋本勇弁護士に対する報酬についてもこの裁判だけで総額 2,816,000 円支払っている（チラシ拒否裁判では総額 2,477,200 円）。これらが適正、公正なものが問題である。

前号の通信でも触れたことなので詳しくは記さないが、要点のみ記せば以下ようになる。

陳情不上程裁判では、先に述べた通り本年 8 月 4 日である。しかるに今年 1 月 6 日に東大和市長（担当課：総務部文書課）は報酬金＝成功報酬（弁護士費用は一般的に「弁護士報酬」とされるが、本来の報酬金と紛らわしいので、以下こう記す。）として橋本勇弁護士に対して 1,188,000 円の公金を支払っている。刑事、民事を問わず最高裁の判断が出るまでは判決が確定していないことは常識である。それまでは被告が敗訴する可能性は排除できない。ところが市は弁護士の請求に応じて漫然と公金を支出している。不当を通り越して違法であると言わねばならない。

「東大和市長は橋本弁護士に対し支払った 1,188,000 円と 2023 年 1 月 6 日から返還済みまで年 5 パーセントの利子分を上乗せした額を返還請求すべきである」というのが請求の趣旨である。

さらに、これには付け加えるべき点もある。監査請求には記載しなかった（今後追加請求する可能性もある）が、着手金・成功報酬の額そのものにも疑問がある。橋本弁護士は着手金 594,000 円を単純に 2 倍したものと（計算上は）なっている（「最高裁では実質的な時間も労力も費やしていないので請求しない」という説明が橋本弁護士からあったと、担当の文書化の職員は述べていた。）。

しかし弁護士費用は、訴訟による経済的利益が 300 万円以下の場合、8%が着手金の相場（着手金の最低額は 10 万円以上）となっており、成功報酬は 16%となっている。これは（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準や、第二東京弁護士会が示している目安である。2004 年から弁護士法が改定され弁護士報酬が自由化されたとはいうものの、自由化後も（旧）弁護士報酬基準を目安として報酬規程を定めている法律事務所が多い。

これをもとに本件弁護士報酬を算定してみると、経済的利益が 73 万円なので、着手金は最低額として 10 万円、これを多めに見積もって 20 万円としても、一審・二審で着手金は合計 40 万円となる。ところが東大和市長は着手金 1,188,000 円（594,000 円×2）を漫然と支払っている。このことにより公金 788,000 円も過分に支払っていることになる。

自由契約のもとでの支払いなので返還請求は困難としても、不当支出であることに変わりはない。この額は管理者である市長が補填しなければならない。

【住民監査請求（２）チラシ拒否裁判の弁護士報酬支払い】

これとは別にチラシ拒否裁判についても住民監査請求をしている。

チラシ配置拒否裁判は、原告が配置を依頼するために東大和市立中央公民館に持ち込んだチラシが当時の中央公民館長により持ち込んだ内容のままでは配置を拒否され、書き換えを強要された事件である。東京地裁立川支部の判決で原告敗訴となったのち、本年５月１７日東京高裁で逆転勝訴（中央公民館長の行政手続法第５条違反と、国賠訴訟法第１条１項による損害賠償が認められた）したものであり、これが確定判決となった。

この内容で弁護士が成功報酬を東大和市によもや請求することはあるまいと考えていた。しかし９月２６日橋本弁護士から東大和市に対し１,０６９,２００円の成功報酬の支払い請求があり、市は１０月６日にこれに満額応じているのである。ところが前項でも述べた通り弁護士の着手金は当該訴訟において獲得できる経済的利益の１６％というのが相場であり、本件に当てはめて歳出すると成功報酬は１４,４００円とするのが妥当である。

本件における適正な額を仮に算出すると以下ようになる。着手金を多めに見積もって３０万円（（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準でらせば着手金の最低額が１０万円だから、これでもかなり「お高め」となる。）としても、一審・二審で６０万円、日当２０万円、成功報酬は先にあげた１４,４００円とするのが妥当であり、合計８１４,４００円となる。これに消費税分を加算しても８１５,８４０円である。

しかるに東大和市は２,４７７,２００円を支払っている。このことにより生じた差額１,６６１,３６０円は公金から不当に失われたことになる。契約による支払なので当該弁護士に返還を求めることは困難だが、この損失額は管理者である東大和市長が補填すべきであるというのが本監査請求の内容である。

ちなみに、本監査請求を審査する東大和市の監査委員は以下の２人である。大いに期待（？）したい。

◇識見を有する者（代表監査委員）として三ツ寺俊行 ※市内で三ツ寺税務会計事務所を経営している。

◇議会選出として中村庄一郎議員（自由民主党新政会）

【追補】

※本監査請求では口頭意見陳述を希望していたが、入院のため実現は不可能となった。

※提出した監査請求は陳情裁判に関するもの２通、チラシ裁判に関するもの１通となった。内容は「自由と人権」HPを参照してもらいたい。また、現在のところ対象となる部課から弁明書のようなものは出ていない。



★本棚をみるとその人のことが分かるという。ぼくは読書家でもないし、読むのも早いほうではない。蔵書の趣味もない、それでも手放さずに残っているいくつかの本の中から印象深かった本と、それにまつわる事どもをとりとめもなく書きとめてみる。言うまでもないことだが、まとまった内容にならず、尻切れトンボになるかもしれないが、ご容赦いただきたい。



【教員と教育（運動）論】

「役者になりたかった」と言ったのは太宰治だったろうか。ぼくも同じだ。役者にはとてもなれないし、自分には絶対に向いていないと確信しつつ、それでもそんな世界で思う存分羽ばたけたならどんなに楽しいだろうとは思

っていた。教師（今ではあえて「教員」と呼んでいる）という仕事に対しても同じような思いを抱いていた。

教員になろうかと思ったのは大学生のころだった。自分には向かないとは考えていたが、興味と関心だけは強かった。それ以外にやりたい職業も思い浮かばない典型的な「デモしか」の動機だった（結果的には6年の大学生活と1年の生活協同組合勤務の後、3ヵ月だけ教護院勤務をし、翌年の秋養護学校の教員となった）。

教員になることを意識し始めた大学生のころから教育関係、特に教育労働運動に関わる書物を意識的に読んでいた。

『教師とは何か』（三笠書房）という本がある。1970年に出版された本で教育を考える会編となっている。特にこれといった理由があったわけではなく、書店でたまたま目にし、なんとなく購入したものだ。内容はすっかり忘れてしまったが、自分の人生に大きな影響を与えるきっかけになった本であることは確かだ。

この中に村田栄一という現任教員の書いたものがある。「先生の壁は死んだ」というテーマで書いている。前述のとおり内容は忘却の彼方だが、教員になる、ならないは別として、その内容すべてが自分の中で納得できるものだったことは記憶にある。

その後この著者の書いたものを次々と買い求めた。『戦後教育論』（社会評論社）『無援の前線』（同社）『闇への越境』（同社）などなど。それらの本は、そのころ日教組などが中心となってすすめていた国民教育（運動）論に対して、「反国民教育（運動）論」ともいうべき視座を提示するものだった。教育に対する国家権力の介入に、アプリアリ（先験的）に批判的・革新的なものとして「国民」という概念を措定していることに対する、それはひとつのアンチテーゼ（対立概念）ではあった。

また当時論争になっていた教師は聖職でもあるという「教師聖論」に対し、村田は「教師労働者論」を正面から対置しこれに論理的に反駁していた。教師聖職論というものにうさん臭さやに受け入れがたい不信感を抱いていたぼくには、大いに共感できる内容であった。

村田栄一はこれら教育（運動）論者・批評家としてあるばかりでなく、川崎市の小学校で働いていた現役の教員でもある。現場での実践にもこだわりを見せている。『飛び出せちびっこ』（エール出版社 ※後に『学級通信ガリバー』（社会評論社）として再出版される）や『学級通信このゆびとまれ』（社会評論社）など学級通信を出し続けており、それらはぼくを含め、多くの人たちに影響を与えた。

これもたまたまだが、持田栄一『教育変革への視座—国民教育論批判』（田畑書店）という本を読んだ。名前が似通っていたのと、内容が村田のそれと重なるので書店で見かけ購入したものである。著者は東大の教授、村田と持田の間に何らかの交流があったかどうかは分からないが、2人の主張に大きな相違は感じなかった。持田栄一の論考にも興味はひかれたが、その後別の本をあたることはなかった。持田栄一が日教組と関係していたという情報も目にしたが、だとすると日教組の教育運動論に批判的であった村田とは立場が正反対ということになる。

【斎藤喜博のことなど】

村田栄一とは直接には関連しないが、斎藤喜博という戦後教育で一世を風靡した人ひとがいる。群馬県の島小学校に校長として赴任した斎藤は、教員集団と地域住民とともに教育実践に取り組み大きな実績を上げた。その成果を学ぶため全国各地から見学者が訪れた。

斎藤の支持者でも「信者」でもなかったが、ぼくの手元にも彼の著作が何冊もある。『島小物語』（麦書房）『授業とは何か』（同社）などである。これらを読んでぼくはますます教員になることをあきらめなくてはならなかった。あまりに「立派」過ぎる、とてもぼくなどには真似はできないと思った。親からも地域からも、そして労働組合からも支持される典型的な「教育者」なのである。



もちろん批判者がなかったわけではない。地元のボス的な存在をはじめとして、斎藤の実践を快くは思わなかった人たちは確かにいた。それでも斎藤は転任 3 校目の境東小で失跡を積み上げ、退職後も全国各地に赴き多くの教員たちに多大な影響を与えた。

斎藤は校長でもあり労働組合員でもあった。そのころは管理職になると組合を脱退する者が多い中で、組合員であり続けたことは評価できる。そのような斎藤がリードして成し遂げた島小の実践は、ある意味で偉大であると言ってもいい。その実践から学んだ多くの教員たちが持ち帰った種子をそれぞれの地域で花開かせたこともあろうことを考えると、その影響力は無限に広がったのではないかと想像できる。

ここではその内容にまでは立ち入らないが、「校長である斎藤喜博」がリードして成し遂げたということにぼくは一定の限界を感じる。げんに斎藤が去ったのちの島小にしても堺東小にしても継続して同じ教育実践が積み上げられたかといえば、残念ながらそうではなかったようだ。

前述の村田栄一は斎藤喜博の実践に肯定的ではなかった。斎藤にもこの声は届いていたようだ。しかし、彼は村田の声などは雑音にしか聞こえなかったようで、歯牙にもかけてはいない。村田の批判はぼくも『戦後教育論』（であったと思うが、）で読んだ記憶がある。しかしいつものシャープ村田らしくなく、矛先が鈍ってるようにぼくには感じられたものだ。その後、2 人が正面から論争したとの記録は見たことがない。

同時期、野本三吉の『不可視のコミュン』（社会評論社）にも強い関心を持った。野本がやはり小学校の教員であったこと、そこを数年で辞め、自己の理想を追い求めて各地の共同体を放浪する旅に出たこと、村田と同じ横浜国大出であったことなど、いくつかの理由があげられる。その中でも自分が参画しようとしてできなかった、しかしそこが最後のよりどころになるかもしれないと漠然と考えていたぼくにとって、野本の共同体レポートは強い関心の対象であった。さらには野本のものごとの受け止め方、感性の鋭さは、見習いたくともできない羨望すべきものであり、教えられることも多かった。

野本はこの後横浜寿町のソーシャルワーカーとなり、各大学で教鞭をとり、沖縄大学で学長となり退職している。

【障害児教育（運動）論】

この頃、79 年養護学校義務化（それまで学校教育法第 18 条によって「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対して」教育を受けさせる義務が免除させられていた）を迎え、障害児の学習形態が大きく変化しつつある時期であり、そのことへの対応をめぐる障害児教育論や障害者運動論で意見を二分する事態となっていた。

ひとつは発達保障論である。養護学校義務化をそれまでの障害者教育運動の成果としてとらえ、障害に応じた教育を受ける権利の拡充という視点から評価するというものである。もう一つは様々なバリエーションはありつつも養護学校義務化を差別ととらえ、地域であたりまえに教育を受けられるようにという「共生教育論」とも呼ぶべき考え方であった。

どんな重度の障害児も発達する権利があるという発達保障論は考えかたとしては素晴らしいが、障害のある子どもたちが養護学校や障害児学級へ進むことを後押ししてしまっている面が一方であったことは否定できない。時には地域の通常学級に進むことを希望する子どもたちや保護者に対して敵対してしまうなどということもなかったわけではない。そんなことに疑問を持っていたので、いきおい発達保障論を肯定的にはとらえられなかった。むしろ地域であたりまえの生活をという共生教育の考え方にぼくは共感を覚えた。

共生教育とは少しずれるが、地域の学校に行きたいという願いに理論的な支柱を提供していたのが、津田道夫ら

の唱えていた父母の（本来的には本人の）学校選択権の考え方だろう。『こうすれば地域の学校に行ける』（社会評論社）などは参考になった。ここでは詳しくは触れないが、この理論確立のきっかけと背景には大西赤人の県立浦和高校入学不当拒否事件があり、津田自身が中心となって関わった「障害者の教育権を実現する会」の運動があった（この運動についてもさまざまな異論・反論があったが、ここでは割愛する）。

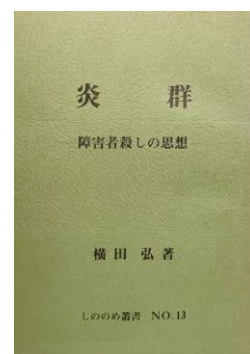
障害児教育で特異な輝きを放っていたのが、都立八王子養護学校の実践であった。今では想像すらできないことだが、公立の養護学校が積極的に障害児の地域への還流運動を進めるということは、当時としても異色だった。もちろん校内の想像を絶するような討議と、障害児の置かれている状況への深い理解から発したものだとしても、それは養護学校の教員であることを自己否定するもの、自己矛盾そのものであったことも事実だろう。

ところが八王子養護学校は、いっぽうで障害児教育の実践にも真摯に取り組んでいたという側面もある。民間教育運動の成果（数教協の遠山啓を招請しての水道方式の学習法、明星学園の「にっぽんご」の導入など）を積極的に取り入れたり、「前教科」「前原教科」という概念を導入して学習を体系化するなどさまざまな実践を積み重ねていた。しかしぼくは、それはそれとして評価しつつも、共生教育や障害児の地域還流運動とどのような折り合いがなされるのだろうかという疑問を持っていた。

毎年開催されていた実践報告会にぼくも一度参加したことがある。教員になる前のこととで充分理解できたとは言えないが、実践報告会からは障害児教育の最前線に立っているという強い熱気を感じ取れた。実践報告会に参加した動機の一つに、八王子養護学校がどんな重度の子どもたちでも積極的に受け入れると表明していたことがある。その頃は養護学校ですら中軽度の障害児しか受け入れてはいなかった。このようなことが八王子養護学校の矛盾解明のヒントになるかもしれない。

【障害者運動（論）】

『炎群 障害者殺しの思想』にも衝撃を受けた（同じような本に横塚晃一の『母よ！殺すな』という本もある）。障害児を持つ母親による殺人事件の判決をめぐる減刑嘆願運動が起き、これに対し青い芝の会の横田弘らが強い反発を示した。減刑嘆願運動は障害者を人と見ない、障害者殺しの発想であるという当事者からの異議申し立てである。福祉政策の貧困（それはそれとして事実ではあるが）が招いた悲劇として俗耳には受け入れられやすいが、その根底には許されざる障害者差別がある。津久井やまゆり園の事件などに接すると、この問題の根深さを痛感する。



これと関連して、障害者の自立という観点から、車いす利用者のバス乗車拒否に対する体を張った闘いや、重度の障害者が地域であたりまえに生活するために、自力でボランティアを探し一人住まいを始めたり、通りがかりの人たちに呼び掛けて駅の階段を車いすごと運び上げてもらうなどの（無謀とも思えるが、いまでこそ評価できる）直接行動なども行われ、現在では当たり前となった駅へのエレベーター設置などにつながっていった。

『炎群』はすでにぼくの手元にはない。縁があって、自立生活センター東大和の理事長をしていた故海老原宏美さん（一昨年12月に亡くなられた）に進呈した。ぼくなどが持っているより、障害者の自立活動に活躍していた海老原さんに持っていてもらってこそ役に立つと考えたからだ。

【当事者性と現場主義】

村田栄一、八王子養護、横田弘などに共通するのは、当事者（もしくは、それに並走する者）であることと、現

場に立ち続ける姿勢だ。その意味では斎藤喜博もこれに加えるべきだろう。

永山則夫の『無知の涙』（合同出版）がぼくの本棚にはある。永山則夫の例もこれらと通底するものが、ある意味であるとぼくは思っている。永山は 1968 年に発生した連続ピストル殺人事件の犯人で、翌年に逮捕されている。犯行時まだ未成年であったが、1990 年に死刑判決が確定し、1997 年に死刑が執行されている。

劣悪な家庭環境、極貧の生活の中で、家族等による暴力的な支配や放任にあい、家出と放浪を繰り返した永山は犯行に及んだ。獄舎にとらわれたことではじめて学習する機会を得た彼は、自らの生い立ちや犯した事件を対象化し、「銃口」を向けるべき相手が間違っていたと悟る。自己の犯した事件の背後にある社会の矛盾に初めて気づくのである。ぼく自身が社会に目を向けるようになったきっかけの一つがこの本であったともいえる。

過酷な社会の現実には翻弄されていた時には認識することも、声を上げることもかなわなかった永山が、囚われの身となり学習する機会を得て初めて発することができた強烈な叫びがこの本である。ここには指導者や教師と呼べるような存在はない。社会と歴史が指導者であり、書籍（活字）が教師である。孤独な学習をひたすらに重ねることによって、永山は自分が置かれている状況を認識したのであり、その意味では、学習の本質が「自己学習」であるということを示している。同時に、学校での学びの希薄さを逆照射しているともいえるのである。



★歴史教科書めくが、振り返りの最後に戦争などについて触れたい。

【反核・戦争放棄・非武装中立】

敗戦後 4 年を経て生まれたぼくには、当然戦争の記憶はない。しかしその頃なら、丹念に見れば戦争を物語る形跡がそこそこにたくさんあったかもしれない。唯一「防空壕」と呼ばれた穴倉があったことだけは記憶している。しかし大人たちから危険だからと立ち入ることを禁止されていた。

親からも戦争の話を詳しく聞いた覚えもない。かすかに父親が軍属として徴用され、（中国に？）派遣されていたとか、東京大空襲の時には東の空が真っ赤に見えたとかいう話を母から聞いたくらいだ。

広島、長崎への原爆投下、それ続く日本全国への大空襲によって大日本帝国という天皇制軍事独裁国家は滅びた。ぼくたちの親世代は爆米軍撃機のない青空を、敗戦の屈辱や口惜しさより解放感を持って迎えたとも聞く。同時に、物資が極端に枯渇していることによる飢餓感と生活上の不便さを忍ばねばならなかったともいわれる。

母は 5 人兄弟の長女で、弟が 2 人いた。上の弟は徴兵年齢を待たず志願して海軍に入り、ガム島沖で敵の攻撃により軍艦が沈められ亡くなった。血気盛んな年ごろであった。

志願して兵隊になり戦没した弟について、「若気の至りだね、すすんで志願するなんて……」、そのようなことをときおり聞いた。戦争中には決して口にできなかった言葉に違いない。国や天皇を批判したり、恨み言に類する言葉を発したことは一度も聞いたことはない。

進駐してきたアメリカ軍は日本帝国軍隊を解体して日本の非軍事化を図り、軍国主義関係者を要職から追放（いわゆる「戦犯の公職追放」）を行い、経済民主化のため（軍国主義の経済的基盤であった）財閥を解体し、農地改革、労働改革を断行するなど、軍国主義的な要素を徹底的に排除し戦後日本の民主的改革を推し進めた。そして 1946 年 11 月の日国憲法の公布により天皇主権の大日本国憲法が廃止された。教育基本法も翌年 3 月には公布されている。経済力もなく貧しい国家だが、名実ともに平和主義国家、民主主義国家として日本は再出発した。

しかし同時期から米ソ対立が表面化し、占領政策の転換がみられるようになった。1948 年朝鮮民主主義共和国成立、そして 1949 年には、中国国民党との内戦に勝利した中国共産党が中華人民共和国を建国、翌年朝鮮戦争が

勃発すると、日本を共産圏からの防波堤とすべくアメリカの対日政策は大きく転換した。公職追放は解除され、共産主義化を阻止するためにレッドパージが強化された。これに伴い 1950 年警察予備隊が設置され、それが 1952 年には保安隊と改編され、1954 年には陸上自衛隊として改組された。ぼくの生まれたのはこんな時期だ。

朝鮮戦争の特需によって日本経済は息を吹き返し、軍国主義日本において実権を持っていたものが、経済、政治、行政、軍事の各方面で復活するようになった。民主的平和国家を目指した日本の理想は戦後のほんの数年をもって逆行を始めたのである。1952 年破防法の公布、1956 年に教育委員会の公選制が廃止され任命制に改悪など、その後歴代自民党政権をはじめとする保守勢力による戦後体制の浸食、破壊、改悪が進んだ。

しかしこのような時代に育ったぼくにとって、憲法第 9 条が唱える戦争放棄、非軍事の思想は積極的に受け入れるに値するものだったし、当時の革新勢力が主張していたような非武装中立のスローガンとあいまって、あくまでも追求すべき到達点として位置づけていた。もちろん論理的に考えてそのような確信を抱いたわけではない。むしろ、戦争放棄と非武装を明確にした憲法があるいっぽうで、自衛隊という紛れもない軍隊が存在しているという現実的な矛盾に、正義の不存在と政治の欺瞞を強く感じ、いつも苛立ちのような気持ちを抱いていた（「自衛隊は違憲だ！」というステッカーを自分で作り、自家用車のリアウインドウに張り付けていたのもその頃だったと思う）。このような現実と理想の乖離から、非武装という方向にベクトルが強く働いたということになる。日ごとに軍備を増強しつつある「自衛隊」という名の軍隊の現実を目にしつつある今も、それは変わらない。

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災により東京電力福島第一原発事故が発生した。スリーマイル・チェルノブイリに続く 3 回目の原発過酷事故だった。それまでも持ち続けていた反核（反原発・反核兵器）の思いがより確信的なものとなり、「戦争放棄・非武装中立」に加算された。

「戦後レジームからの脱却」を声高に叫んでいた安倍政権では、その第一段階として憲法と並び称される教育基本法を 2006 年に改悪した。そして第 2 次安倍政権では、2013 年特定秘密法強行採決、2014 年集団的自衛権行使容認違法閣議決定から、2015 年安保法制（戦争法）強行採決、2017 年共謀罪強行採決し、つぎつぎと悪法を成立させていった。

さらに岸田政権では昨年安保 3 文書を違法閣議決定し、長距離ミサイルなどの他国攻撃用兵器の保有まで可能とした。今後 5 年間で 1.6 倍、額にして 43 兆円もの軍事費増額を決定している。これは GDP 比 2% になる。また 2014 年に安倍政権が条件的武器輸出を認めた「防衛装備 3 原則」をさらに推し進め、攻撃用兵器の第三国への輸出を可能にしようとしている。これが実現すれば世界第 3 位の軍事大国となる。平和憲法を持つ日本にとってあってはならない事態と言わねばならない。

【後記】よく言われることだが、「昔はこんなではなかった、列車に乗っても一つのミカンを分け合って食べたものだ」などと。多少の懐古趣味と美化が入り混じっているかもしれないが、やはりそんな傾向は確かにある。入院していても、隣の人と初対面の挨拶をすることも少なくなった。知らないうちに入ってきて、ひとことも言葉を交わさないまま退院してしまっていたなどということも少なくない。一戸建て、集合集宅の別なく隣近の所付き合いがそうだから仕方ない面もあるのかもしれないが、なにか寂しい。そんな状況に慣れてしまっている自分も確かにいる。せめてもの「来るもの拒まず」の意思表示として（というのもあるが、そのほうが心地良いので、）ベットごとの仕切りカーテンを夜中以外は開け放している。／今回はほとんどの原稿を病院内で打ち込んだ。退院は 14 日に予定されているので、印刷はそれ以降となる。したがって本通信（NO.37）の発行日は 16

日とした。いつも印刷日を発行日かその前日にしているからだが、一部の方には PDF 版を先行して送信した。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

「自由と人権」
ホームページ

